

食の安全、まずは表示から！

食品表示は、生産者や製造者から消費者へのメッセージであり、消費者にとっては、その商品を知るための情報源です。食品表示を正しく読み取り、安全で安心な食品を買いましょう。

「食品表示」

どれくらい
知っていますか？



「機能性表示食品」制度って何？

平成27年4月から「機能性表示食品」制度が始まりました。「機能性表示食品」は、事業者の責任で、科学的根拠に基づいた機能性を商品パッケージに表示するものとして、消費者庁に届け出られた食品です。パッケージには、「おなかの調子を整えます」など、特定の保健の目的が期待できる（健康の維持及び増進に役立つ）という食品の機能が表示されています。

機能性を表示できる食品はこのほかに「特定保健用食品（トクホ）」、「栄養機能食品」があります。

機能性を表示するのじやがでる食品

特定保健用食品（トクホ）

健康の維持増進に役立つことが科学的

根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収を抑える」などの表示が許可されている食品。表示されている効果や安全性については国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可しています。商品には許可マークが表示されています。



栄養機能食品

一日に必要な栄養成分（ビタミン、ミネラルなど）が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用できる食品。科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含む食品であれば、届出などをしなくても、国が定めた表現によって機能性を表示することができます。商品には、「栄養機能食品」と表示されています。

機能性表示食品

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品。販売前に、安全性及び機能性の根拠に関する情報などが、消費者庁長官へ届け出られたもの。ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。商品には「機能性表示食品」と表示されています。

食品表示〇×クイズ

Q1 ブレンド米の場合、使用している原料の30%が静岡県産コシヒカリであれば、商品に「静岡県産 コシヒカリブレンド」と表示できる。

【答え】×

原料の使用割合が50%以上のものでないと「ブレンド」と表示することはできません。この場合は「静岡県産 コシヒカリ30%使用」と表示します。また、原料の使用割合が100%（単一原料米）の場合は「静岡県産 コシヒカリ」と表示できます。



Q2

加工食品に使用されている原材料を表示する順番は、使用した重量の割合の高い順で表示をしなければなりません。

【答え】〇

原材料名欄の原材料は、使用した重量の割合の高い順で表示をしなければなりません。

【問い合わせ】市民安全課
☎(55)21750 ⑨(5)0997
✉ si-shiminanzen@div.city.fuji.shizuoka.jp

Q3 「アジの開き」について、「原料原産地」がオランダと表示されているものは、国内で製造・加工されたものである。

【答え】〇

原料原産地名の表示は、国内で製造・加工されたものの一部が対象となります。この場合はオランダ産のアジを国内で製造・加工したものに なります。外国で製造・加工されたものを輸入した場合は原料原産地名の表示はなく、「原産国名」の表示をします。



名称	アジの開き
原材料名	真アジ、食塩
原料原産地名	オランダ

※食品表示について詳しくは、静岡県ウェブサイト内「食品表示まるわかりWEB」をぐらんど。

① <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-520/maruwakari/>